

第 1011 回教育委員会 会議録

平成 27 年 5 月 18 日

14:45～15:15

①開 会

<長南委員長> それでは、ただいまから、第 1011 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員 の氏名

<長南委員長> 会議録署名委員に、小嶋委員と涌井委員を指名いたします。

③会期の決定

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<長南委員長> 議事に先立ち、報告があります。
(1)「県内の寺社等に対する液体による汚損被害について」、文化財・生涯学習課長より報告願います。

<文化財・生涯学習課長> それでは、「県内の寺社等に対する液体による汚損被害について」報告をさせていただきます。報告資料 1-1 を御覧ください。

まず、被害の状況ですが、4月28日以降、次の県内5カ所で被害が確認されました。4月28日に善寶寺、4月29日に出羽三山神社、若松寺、4月30日に立石寺、5月1日に慈恩寺となっております。なお、全国では、4月4日に奈良県で報告されたものが最初で、5月7日現在の報道では16都府県、45カ所で被害が報告されています。

続いて資料 1-2 を御覧ください。こちらの写真が、液体をかけられた実際の被害状況です。①善寶寺の写真を見enいただきますと、左側の写真では、半円形状にポツポツポツとシミがついております。右側の写真では、入口から階段にかけて一直線にシミがついています。②の羽黒山五重塔の写真では、賽銭箱から床に液体がかけられています。③の慈恩寺では、階段の左側に一直線にシミがついております。

文化庁に確認しましたところ、全国的に、このように一直線に点々とシミがついている、あるいは、半円形状にシミがついている、あるいは一箇所にシミがついているという状況です。

戻りまして資料 1-1 を御覧ください。これまでの県の対応ですが、

4月4日に奈良県で被害が報告されて以降、文化庁、市町村教育委員会等と連携し、被害防止等に向けて注意喚起を行ってきたところでございます。奈良県等において汚損被害が発生したことから、文化庁からも通知がありましたが、4月9日に各市町村教育委員会、所有者等に対して見回りの強化や注意喚起、それから異常を発見した場合の速やかな報告について通知しました。4月16日には、この通知と文化財指定件数一覧を県警に提供し、情報共有しながら対応していくことを確認しました。4月30日には、本県における被害発生を受け、県警と今後の対応について再度協議をし、警察におけるパトロールの強化等について確認をいたしました。また、各市町村教育委員会あてに再度の注意喚起するとともに、所有者向けの資料「文化財の防犯対策の強化のお願い」の配布をお願いしたところです。なお、各市町村管内文化財建造物の汚損被害の有無について確認を依頼したところですが、今現在、被害報告は増えておりません。

今後の対応ですが、文化庁、市町村教育委員会、所有者等と協議しながら、被害にあった文化財の修復、防犯に関する設備整備に関する支援を行っていきたいと考えております。

資料1-3は、被害状況を詳しくまとめたものになります。液体の成分については、まだはっきりとはわかっておりませんが、水で拭いてもとれないことから、油様のものではないかと言われており、警察でも鑑識で調査をしているところです。報告は以上です。

<長南委員長>

御質問等ございますか。

<小嶋委員>

これは同一人物による犯行でしょうか、それとも模倣犯などがいるのでしょうか。

<文化財・生涯学習課長>

全国的に油のつき方が似ていると言われており、また、防犯カメラで撮られた人物が同一と思われるケースもあります。ただ、山形県内の被害は全国のどこと同じかどうかはわかりません。

<菅野教育長>

県内の被害があったところで、防犯カメラに撮られているような場所はあるのですか。

<文化財・生涯学習課長>

慈恩寺は防犯カメラで撮影されていまして、警察で分析をしているところですが、まだはっきりしたことはわかりません。また、羽黒山にも防犯カメラがあるのですが、人物が撮られているかはわからないということです。

<長南委員長>

ほかになれば、これより議事に入ります。

<長南委員長>

それでは、議第1号「第6次山形県教育振興計画の策定について」、総務課長より説明願います。

<総務課長>

それでは、議第1号「第6次山形県教育振興計画の策定について」お諮りいたします。提案理由は、教育基本法第17条第2項に規定する計画を策定するため提案するものでございます。

資料としましては、冊子となっている計画の案と、取組み工程表の案、それから計画の概要版と、パブリックコメントの結果について、4種類の資料をお配りしております。

6教振については、昨年度より、有識者による検討委員会を4回開催するとともに、市町村教育委員会の教育長や、現場の先生方などからの御意見を聴く場を設けて、原案をまとめてまいりましたが、教育委員会制度改革の動きがあり、総合教育会議で大綱を策定することとなったため、大綱とあわせて6教振も、平成27年4月1日から31日にかけてパブリックコメントを行い、県民の方々から御意見を頂戴しました。

6教振の案の目次を御覧ください。第1章から第3章までありますが、第1章は総論で、計画策定の趣旨や、計画の性格、構成等、総括的な部分を第1章に記載しております。第2章には、これまでの山形県の教育の歴史や、5教振の経過、課題等があり、第5節には今後10年間を通じて目指す姿について記載しています。第3章は具体的な取組みについて、基本方針のもと20の主要施策で構成させていただいております。

概要版にありますように、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をきりひらく人づくり」を基本目標として掲げ、テーマを「つなぐ～いのち、学び、地域～」としています。目指す人間像は「「いのち」をつなぐ人」、「学び続ける人」、「地域とつながる人」とし、全体を貫く基本姿勢として「広い視野と高い志を持って」行動する、そういった人間像を目指します。10の基本方針のもと、20の主要施策を冊子のとおりまとめております。

最後に、6教振の案に対する意見募集の結果について説明いたします。平成27年4月1日から30日まで募集し、10名の方から14件の意見を頂戴しました。

(1) 基本目標、目指す人間像については1件あり、子ども同士がつながる教育活動、学校と地域がつながる教育活動が求められることという意見がございました。

一番多く意見を頂戴したのは、(2) 基本方針Ⅰ 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する、についてです。「いのちの教育」が大事である、生命の継承の部分も含めて、家庭・地域との連携を強めながら進めていくことが必要である、などの力強い意見がありました。

(3) 基本方針Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する、については、知徳体が調和した中にも、子どもの秀でた部分を伸ばすような教育についても推進してほしいという意見がありました。

(4) 基本方針Ⅳ 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する、については、グローバル化・国際競争の激化の中、小・中・高と同じ流

れの中で英語を学ぶ教育を進める必要があるという意見がありました。こちらは、計画案の60頁の「6 学びのセーフティネットの整備」の目標指標の①生徒・教員の英語力の向上の平成32年における目標数値のところ、パブコメを実施する前は、「英検3級以上程度の英語力のある中学生の割合」と「英検準2級から2級程度以上の英語力のある高校生の割合」をそれぞれ45.0%と目標設定していたところですが、今回のパブコメにおいて、中学生と高校生が連携してレベルアップを目指すべきとの御意見がありましたので、事務局で再検討し目標を50.0%に見直しました。そのほかは特に文言の修正はありませんが、この部分はパブコメを受けて修正したところでございます。

パブコメの結果資料に戻っていただきまして、(5)基本方針V 特別なニーズに対応した教育を推進する、については、特別なニーズに対応ということで、教育と福祉が連携し、障がい児についての教員の専門性の向上にもつなげてほしいという意見がございました。

(6)基本方針VI 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する、については、自分たちが地域の一員であり、地域とともにある存在であることを教えてほしいという意見などがありました。

全体的な意見としましては、6教振の内容はそれぞれ重要なものであるので、積極的に進めてほしいという意見がございました。

さきほど申しあげました英語力向上の目標値修正の部分以外は、当初の原案のとおり提案させていただきます。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<長南委員長>

御意見、御質問等ございますか。

<長南委員長>

6教振の冊子で使われている文字の大きさですが、小さくありませんか。これは5教振と比べてどうですか。

<総務課長>

製本時に読みやすい文字の大きさに調整したいと思います。

<長南委員長>

ほかになれば、議第1号について、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員>

異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<長南委員長>

次の議第2号から議第5号は人事に関する案件となりますので、これより秘密会としていかがですか。

<各委員>

異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第2号から議第5号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<長南委員長>

これで、第1011回教育委員会を閉会いたします。